

千葉県地域防災計画

第1編 総則

第1章 計画の目的及び構成

第1節 計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、千葉県防災会議が策定するこの計画は、昭和38年の策定以来、これまで幾度にわたる修正を行ってきた。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらした。

本県でも、津波や液状化などにより大きな被害を受けたところである。

また、令和元年9月9日に本県に上陸した令和元年房総半島台風（台風15号）は、県内10箇所において、観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生した。

さらに、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風（台風19号）、10月25日の大雨では、竜巻と推定される突風、河川の越水、土砂崩れなどにより大きな被害が発生した。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、県域に係る災害対策を実施する際の、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に被害を最小限にとどめるためには、公助はもとより自助・共助の取組が重要であり、県民、事業者、自主防災組織等の自助・共助の自主的かつ積極的な取組を一層推進するため、平成25年12月千葉県防災基本条例を制定したところである。

これら各主体の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道などの公共交通等の事故災害などの各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を發揮して県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

<資料編1-1 千葉県防災基本条例>

<資料編1-2 千葉県防災会議条例>

<資料編1-3 千葉県防災会議運営要領>

<資料編1-4 千葉県防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について>

<資料編1-5 千葉県防災会議幹事会運営要領>

<資料編1-6 千葉県防災会議対策部会運営要領>

<資料編1-7 地区防災会議設置要綱>

第2節 計画の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第1編 総 則

第2編 地震・津波編

(地震・津波編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画)

第3編 風水害等編

第4編 放射性物質事故編

第5編 大規模火災等編

第6編 公共交通等事故編

の6編をもって構成している。

第1編総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成24年修正において新設したものである。

第2編地震・津波編は、地震や津波による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。平成23年3月に発生した東日本大震災では、本県においても津波による大きな被害が発生したことから、津波対策の充実を期するため、平成24年修正において従来の震災編を改称したものである。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づく推進計画の内容を含むものとする。

第2編地震・津波編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本県として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

第3編風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第4編から第6編までの各編については、放射性物質事故対策計画の見直しに併せ、従来の大規模事故編に規定していた各種大規模事故災害への対策を種別ごとに3編に分類し、放射性物質事故、大規模火災等（大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害）、公共交通等事故（海上事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故）など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、第3編風水害等編の規定に準ずるものとする。